平成２４年（フ）第５８４３号
東京都北区神谷３丁目11―１―206
債務者　齋藤　隆生
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４４号
東京都荒川区町屋８丁目９―８―201
債務者　久保寺　茂
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８５０号
千葉県松戸市上本郷2232―２―1103
債務者　小牧　正子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８６１号
東京都葛飾区東四つ木２丁目27―１―602
債務者　須田美貴男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８６４号
東京都葛飾区東立石４丁目30―５―103
債務者　小田島　誠
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８６５号
神奈川県秦野市渋沢2465―４
債務者　斎藤　繁治
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８６６号
神奈川県南足柄市生駒313―11
債務者　山橋　明子（旧姓西方）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８７３号
東京都板橋区小茂根５丁目16―２―101
債務者　田邊　　真
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８７４号
東京都大田区南雪谷１丁目４―14　第１フジマサマンション301
債務者　小山　宗敏
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８７５号
東京都大田区南雪谷１丁目４―14　第１フジマサマンション301
債務者　小山　和子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８７６号
東京都大田区鵜の木２丁目31―１―201
債務者　武田　光男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１号
横浜市磯子区丸山１丁目17番４号　正木マンション202号
債務者　館田　学志
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１２号
横浜市鶴見区元宮１丁目17番４号　九重コーポ203
債務者　茅根　敬三
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５４号
東京都多摩市落合４丁目３番地１―206
債務者　田中　和也
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９２号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―２―408
債務者　坂内　邦雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
熊本県八代市若草町２番地８　206
債務者　山口　浩二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
熊本地方裁判所八代支部